

蔵本通り屋台出店者募集について

令和8年6月

呉市土木部土木総務課

蔵本通り屋台出店者募集要項

1 募集の趣旨等

(1) 目的

蔵本通りに面する中央公園内において新規に屋台営業を行う民間事業者（以下「屋台営業者」という。）を追加募集することにより、呉市の観光の振興及び街のにぎわいづくりに資するものです。

(2) 募集区画等

別図に示す区画について、2者を上限として候補者を選定します。

選定された者の区画割当については、原則として抽選により決定します。

2 提案に当たっての基本的な考え方

屋台営業者は、諸法令を遵守し、公の施設である都市公園内で営業行為を行うことについて十分な理解・認識をした上で、次の考え方を踏まえて提案してください。

(1) 屋台について

ア 屋台とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第4項に規定する軽車両に屋台営業のための設備を備え付けたものをいいます。

イ 屋台の規格は、次のとおりとします。

(ア) 屋台展開時

客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、間口4メートル以内、奥行3メートル以内、高さ2.2メートル前後

(イ) 屋台収納時

長さ4メートル以内、幅1.5メートル以内、高さ2.2メートル前後

ウ 屋台の構造は、人力により容易に移動できる構造に限ることとし、次に掲げる構造は認めません。

(ア) 固定式の構造

(イ) 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車を活用した構造

エ 屋台のデザインは、蔵本通り、中央公園その他の周辺施設の景観に調和したものとし、清潔感のある外観としてください。

(2) 屋台営業について

ア 屋台営業者は、その営業の開始に先だって、屋台営業許可（呉市都市公園条例（昭和44年呉市条例第33号。以下「条例」という。）第4条第1項及び蔵本通りの屋台に関する要綱（平成14年6月1日実施。以下「要綱」という。）の規定による都市公園の使用許可をいう。以下同じ。）を受ける必要があります。

イ 屋台営業許可は、屋台営業に係る営業設備について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による飲食店営業の許可を有する者又は有する見込みがあると認められる者に限り、受けることができます。

ウ 屋台営業は、屋台営業許可を受けた者自らが直接行わなければならない、他の

者にこれを行わせることはできません。

ただし、あらかじめ本市に届け出た営業補助者（営業の補助，その他何らかの面で屋台営業に関与する者をいう。以下同じ。）が，屋台営業許可を受けた者が一時的に不在となった時に，短時間に限り単独で屋台を営業することはできるものとします（その態様が，屋台営業許可を受けた者自らが直接屋台営業を行っているとは認められる範囲内に限ります。）。

エ 屋台営業者の創意工夫により，特色あるメニューを提案してください。

オ 露店営業における設備能力を考慮し，飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため，現在，屋台の飲食店営業の営業許可については，「加熱調理する食品のみに限る」という条件を付しています。

カ 観光の振興，街のにぎわいづくりなど，集客が見込まれる提案をしてください。

キ 騒音防止や衛生管理など，近隣居住者の生活環境に十分配慮してください。

ク 安定的な店舗運営ができるよう，資金・人材を確保し，適正な安全管理・衛生管理に努めてください。

ケ 公園の美化向上の取組や駐車違反，飲酒運転の防犯への啓発などについて具体的に提案してください。

3 屋台営業を行うに当たって必要となる許可等について

(1) 必要となる使用許可

屋台営業を行うに当たっては，次に掲げる場所において，それぞれに記載する許可（以下「使用許可」という。）を受け，許可後は，当該許可に係る使用料を納付する必要があります。

ア 屋台営業を行う場所

(ア) 対象範囲

別図に示す2区画（各12平方メートル）のうち当該屋台営業者が屋台営業を行う区画並びにこれに付帯する上下水道及び電源（100ボルト）の設備

(イ) 必要となる許可

屋台営業許可

(ウ) 納付すべき使用料

1区画につき月額6,080円

イ 屋台を保管する場所

(ア) 対象範囲

別図に示す岩方公園横の呉市が指定する区画（8平方メートル）

(イ) 必要となる許可

行政財産の目的外使用許可

(ウ) 納付すべき使用料

1区画につき月額6,550円

(2) 使用許可の期間

ア 使用許可の期間は、いずれも最長で6か月間とします。

イ 使用許可の更新を受けようとする場合は、呉市が指定する期日までに、書面により市長に申請しなければなりません。

(3) 使用許可に係る使用料は、毎月末までに翌月分を支払っていただき、滞納のあった場合は、使用許可を取り消すことがあります。

なお、使用料の額は、経済情勢の変動、法令の改正その他の事情変更により、改定することがあります。この場合においては、屋台営業者は改定された使用料を支払う必要があります。

(4) 使用許可の取消し及び変更

要綱第4条第1項各号及び第11条第1項に該当する場合には、許可を取り消すものとします。また、要綱第14条第1項及び第2項の各号に該当する場合には、許可を取り消し、又は許可条件を変更すること等があります。この場合において、当該使用許可の取消し又は変更により、屋台営業者に損害が生じたときも、呉市はその損失を補償しません。

また、屋台営業者は、呉市に対して一切の補償の請求は行わないこととします。

(5) 原状回復

使用許可の期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、屋台営業者は自己の負担で呉市の指定する期日までに屋台を撤去し、使用許可に係る場所を原状に回復して返還しなければなりません。

(6) 損害賠償

屋台営業者は、屋台の設置、営業、管理等に当たり、呉市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任及び負担においてその損害を賠償しなければなりません。

4 営業日・営業時間

営業日及び営業時間は、原則として次のとおりとします。ただし、道路等の公共工事又は公共の行事の施行のため、これを変更し、又は制限することがあります。

(1) 営業日

呉みなと祭の開催日以外の日

(2) 営業時間

午後4時30分から翌日の午前5時まで（屋台の設置及び撤去に要する時間を含む。）

5 維持管理

使用許可に係る場所及びその付帯施設の修繕費、維持管理費その他の費用は、すべて屋台営業者が自己の負担により、自ら行うこととします。

6 法令遵守

屋台の製作及び営業に当たっては、関係法令、条例、規則、要綱その他関係規程をすべて遵守してください。

特に、次に掲げるものについては、特段の理解の上、屋台の製作及び営業を行って下さい。

- (1) 都市公園法，呉市都市公園条例その他の都市公園関連法規
- (2) 地方自治法，地方自治法施行令その他の行政関連法規
- (3) 道路法，道路交通法その他の道路関係法規
- (4) 食品衛生法，食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（広島県条例），呉市食品衛生法施行細則その他の食品衛生関連法規
- (5) 蔵本通りの屋台に関する要綱

7 禁止事項

次に掲げる行為のほか、要綱第14条第1項各号に掲げる行為を行った場合及び要綱第4条第1項各号に該当することとなった場合には、取消し等処分の対象となります。

- (1) 屋台営業の許可を受けた者が、当該屋台営業の権利を他の者に譲渡し、転貸し、若しくは担保の用に供し、又は他の者に行使させること。
- (2) 屋台営業許可に係る区画において屋台営業以外の行為を行うこと。
- (3) 屋台営業許可に係る区画の範囲を逸脱して営業すること。
- (4) 呉市の許可なく屋台の外観、構造等を変更すること。

8 義務等

(1) 保全義務

屋台営業者は、営業場所が都市公園内であることを認識し、善良なる管理者の注意を払い、特に衛生面、安全面に配慮し、常に公園及び付帯施設を適正な状態に保つための管理に努めなければなりません。

(2) 呉市蔵本通り屋台組合への加入

屋台営業者は、要綱第12条の規定により、呉市蔵本通り屋台組合への加入が義務づけられています。

なお、組合において定める組合規則の規定により、別途に組合費の納付が必要となります。

9 その他

- (1) 屋台営業者は、応募に当たり提案した事業計画に基づき、自らの責任と負担において屋台を製作し、呉市の検査を受けてください。
- (2) 呉市は、使用許可に係る屋台、場所、公園施設等について、随時に実地調査をし、又は必要な報告を求め、その維持、使用等に関し指示することができます。
- (3) 電気及び上下水道の使用料は、各屋台営業者において負担してください。

10 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は次のとおりです。

- ア 応募申請日において、呉市に住民登録を置く年齢満20歳以上の個人であること。法人・グループでの応募はできません。
- イ 屋台営業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ウ 応募者について、市税の滞納がないこと。
- エ 提案する品目（別表1の品目例を参考）について、あらかじめ呉市保健所生活衛生課（呉市和庄1丁目2番13号すこやかセンターくれ内、電話（0823）25-3536）と協議済み（協議済みの証明書を提出すること。）であること。

(2) 応募者の制限（欠格事項）

次のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ア 要綱第4条第1項の各号に該当する場合
- イ 既に蔵本通りにおいて屋台営業を行っている場合

なお、これら欠格事項の審査・照会に当たって、応募者及び営業補助者の個人情報について、警察その他の関係機関に提供し、又は関係機関から提供を受けることがあります。応募者は、その旨同意の上、応募してください。

11 募集の手順及びスケジュール等

(1) 募集及び選定のスケジュール

募集期間	令和8年6月15日(月)～令和8年10月30日(金)
候補者の選定	令和8年11月下旬～令和8年12月上旬
営業開始予定日	令和9年4月1日(木)～5月31日(月)

(2) 応募手続

ア 提出書類及び部数

提出書類名	部数
「応募申請書」一式（別紙様式1，様式2）	6部
誓約書	1通
住民票（応募者本人に係るもののみ）	1通
市税の滞納のない証明書（完納証明書）	1通

イ 受付期間

(ア) 受付日

令和8年6月15日(月)から10月30日(金)まで(土・日・祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。)を除く。)

(イ) 受付時間

8時30分から17時15分まで。なお、受付期間を過ぎた場合は受け付けません。

ウ 提出方法

呉市役所土木部土木総務課への持参による提出のみとし、郵送やファクシミ

り、電子メール等による提出は認めません。

エ 応募書類記載項目

別添の応募申請書の記載項目に沿った記述及び資料の提出をしてください。

(3) 選定方法

参加資格要件等の適否を確認後、提出された応募申請書（事業計画書等）について、次の選定基準により、地元関係者、有識者、呉市職員等で構成する選定委員会において2者を上限として候補者を決定します。

なお、選定委員会の開催の際、応募申請者に対するヒアリングを行う場合があります。

(4) 選定基準（100点満点）

ア 基本方針	（10点）
イ 屋台製作計画	（10点）
ウ 管理運営計画	（20点）
エ 過去の実績	（10点）
オ 周辺環境への配慮等	（20点）
カ 屋台が呉の魅力であることについての考え方	（20点）
キ 公園内での屋台営業であることへの理解	（10点）

全委員の合計点数が高い順から候補者を選定します。ただし、全委員の合計点数が満点の6割に満たない場合は、選定しないものとします。

(5) 応募に関する留意事項

ア 提出した提案内容は変更を認めません。

イ 申請書及び添付書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 応募書類は、理由を問わず、返却いたしません。

エ 応募の受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

オ 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。

カ 応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、候補者の選定・審査に関する事項を公表する場合その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

12 担当窓口（問い合わせ先）

この募集要項に関する担当窓口は次のとおりです。

住所：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号（6階）

所属：呉市土木部土木総務課 公園企画グループ

電話：0823-25-3668

Eメール：doboso@city.kure.lg.jp